

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしさからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

北海道新篠津高等養護学校

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識をすること
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識をすること
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること

3 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの動機

いじめの動機には、次のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(3) いじめの態様

いじめの態様には、次のものが考えられる。

- ・悪口を言う ・あざける ・落書き ・物壊し ・集団での無視 ・陰口
- ・避ける ・ぶつかる ・小突く ・命令 ・脅し ・性的辱め
- ・メール等による誹謗中傷 ・噂流し ・授業中のからかい ・仲間はずれ
- ・嫌がらせ ・暴力 ・たかり ・使い走り

4 いじめの認知と解消

(1) いじめの定義に基づく確実な認知

- ・家庭、地域、関係機関等に対してどのような行為が「いじめ」に該当するのかを説明し、共通理解を図る。
- ・いじめ初期段階のものを含めて、積極的に認知し、解消に努めようとしていることについて、理解を得る。

(2) 事案の認知について

- ・教職員が気付いた全ての事案（いじめやいじめの疑いがある状況）について、生徒指導主事に報告する。
- ・事案について関係者間で情報共有を行い、役割分担のもと速やかに関係者に聞き取りを行う。
- ・いじめ対策会議兼生徒指導連絡会にて、事案の詳細を確認するとともに結果を共有する。
- ・いじめ対策会議は、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうか判断する。→いじめの認知

(3) いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも二つの要件が満たされていることが必要となる。ただし、必要に応じて、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめの係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも三ヶ月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

II 学校いじめ対策組織

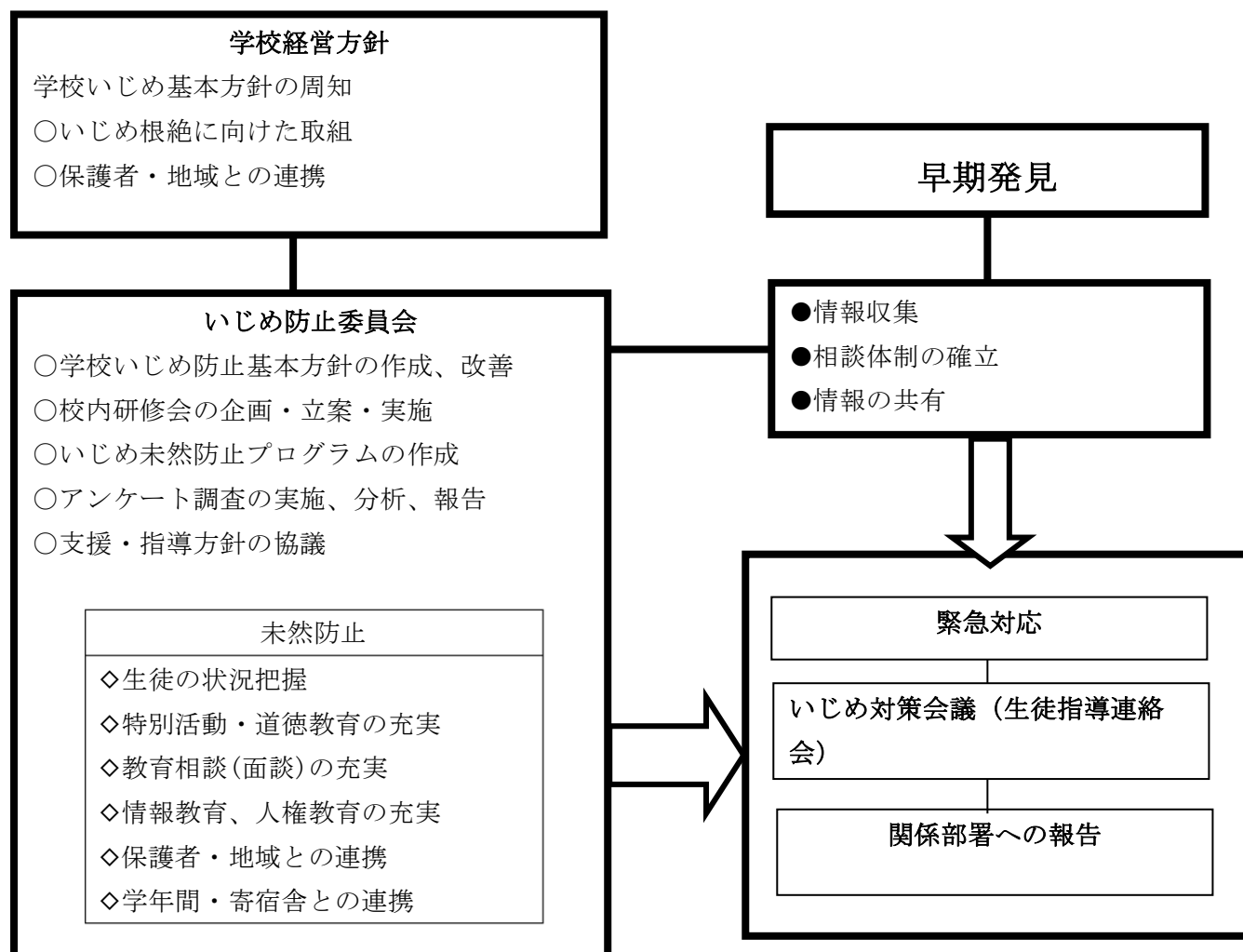
1 構成員

教頭（副校長）、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部学年担当、学年 Co、寮務主任、生活支援部長、男子棟・女子棟主任、養護教諭（状況に応じて SC）

2 役割・活動

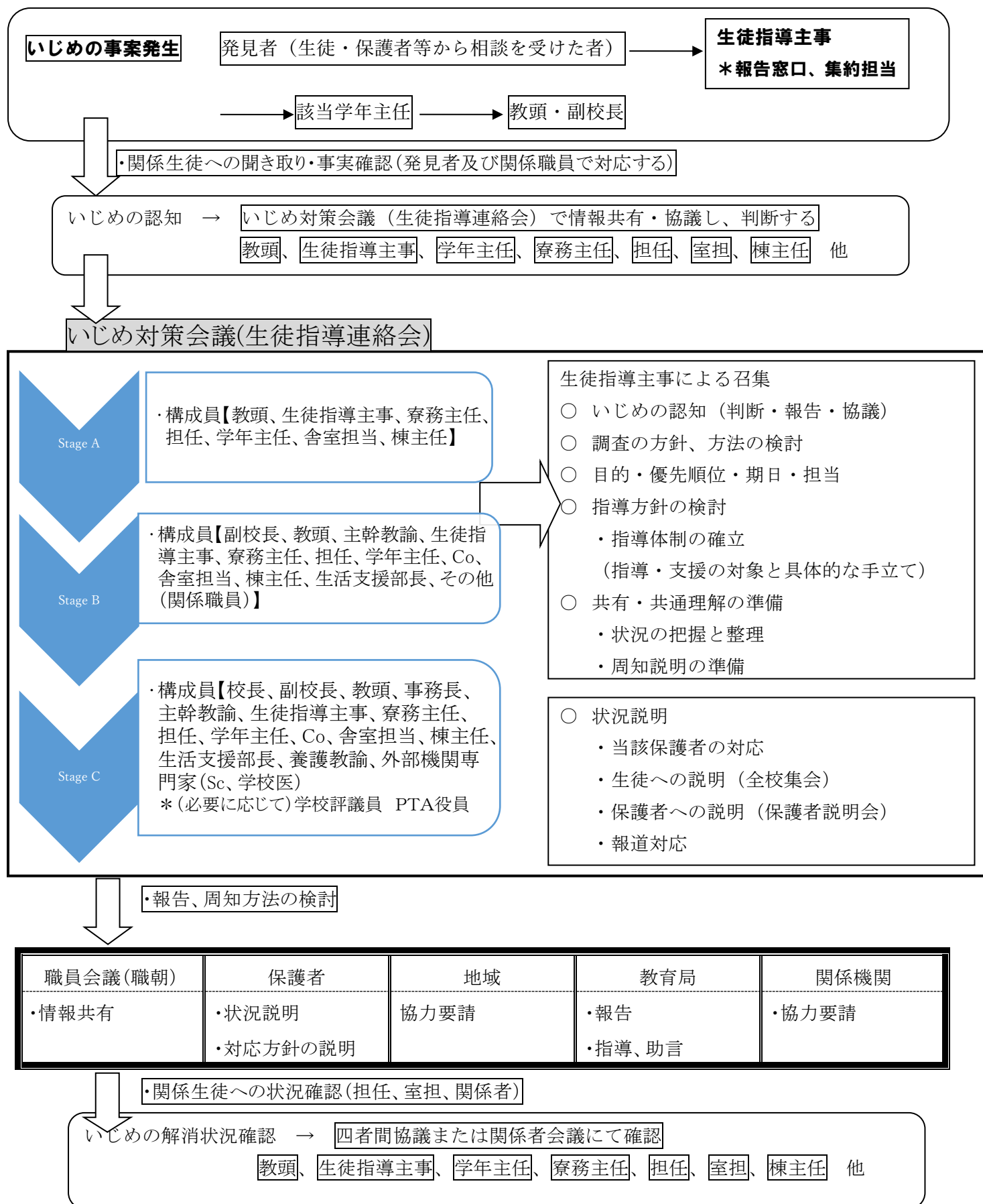
- (1) 学校いじめ防止プログラム（アンケートやいじめ防止の取組などの年間指導計画）の作成
- (2) 校内研修の企画・立案・実施
- (3) いじめの相談、通報の窓口
- (4) いじめ事案に関する会議の開催
- (5) 学校いじめ防止基本方針の点検、見直し、促進（ホームページ等での周知・意見要望等の集約）
- (6) いじめの重大事態の調査等

3 組織図



4 事案発生時の組織対応マニュアル

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



*解消状況の確認次第では、支援・指導の継続を行う。また、新たに聞き取りや事実確認が必要な場合には関係者間で連携し、迅速に対応する。

Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

①生徒の状況把握
・個別の教師支援計画の活用
・コミュニケーション能力の育成
・一人一人に応じた授業づくり

②特別活動・道徳教育の充実
・人権意識の理解・啓発
・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
・係活動の充実

③教育相談の充実
・担任、舎室担当による教育相談
・生徒指導担当者による教育相談
・コーディネーターによる教育相談
・定期的な教育相談の実施(5・7・9月)

④情報教育の充実
・「情報」におけるモラル教育の充実
・教科等を合わせた指導の中での情報教育の充実
・学校、寄宿舎生活全体を通した情報教育の充実

⑤保護者・地域との連携
・学校公開の実施
・村内関係機関との連絡体制の構築
・村内コンビニとの連絡体制の確立
・学校評議員会での説明、協力要請
・PTA への説明、協力要請
・保護者懇談会等での説明

IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

①情報の収集
・教職員の観察からの気付き
・養護教諭からの情報
・生徒からの相談、訴え
・アンケートの実施(5月、10月)
・各種調査からの気付き

②相談体制の確立
・相談窓口の設置及び周知
・面談の定期的実施(5月、7月、9月)

③情報の共有
・情報の整理、分析
・教職員への情報提供
・報告経路の明示、報告の徹底
・職員会議での情報共有
・対象生徒の状況
・進級時の引継ぎ

V いじめへの対応

1 生徒への対応

(1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ア 安全・安心を確保する。
- イ 心のケアをする。
- ウ 今後の対策について、共に考える。
- エ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- オ 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ア いじめの事実を確認する。
- イ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ウ いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする。
- エ 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ア 自分の問題として捉えられるようにする。
- イ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ウ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ア じっくりと話を聞く。
- イ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ウ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ア いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- イ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ウ 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- エ 保護者の協力が必要であることを伝える。

オ 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

ア 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。

イ 対応者を十分に検討して対応に当たる。

ウ 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

ア 関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言

イ 関係機関との調整

(2) 警察との連携

ア 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合

イ 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

ア 家庭の養育に関する指導・助言

イ 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

ア 精神保健に関する相談

イ 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

○ フィルタリング ○ 保護者の見守り ○ 保護者研修会

イ 情報教育の充実

○ 「情報」における情報モラル教育の充実

○ 「実質的な学習の時間」や「総合的な探求の時間」等における情報モラル教育の充実

○ ホームルームにおける情報モラル教育の充実

○ 外部講師による講話(インターネット・スマホ教室等)の実施

ウ 教職員の研修

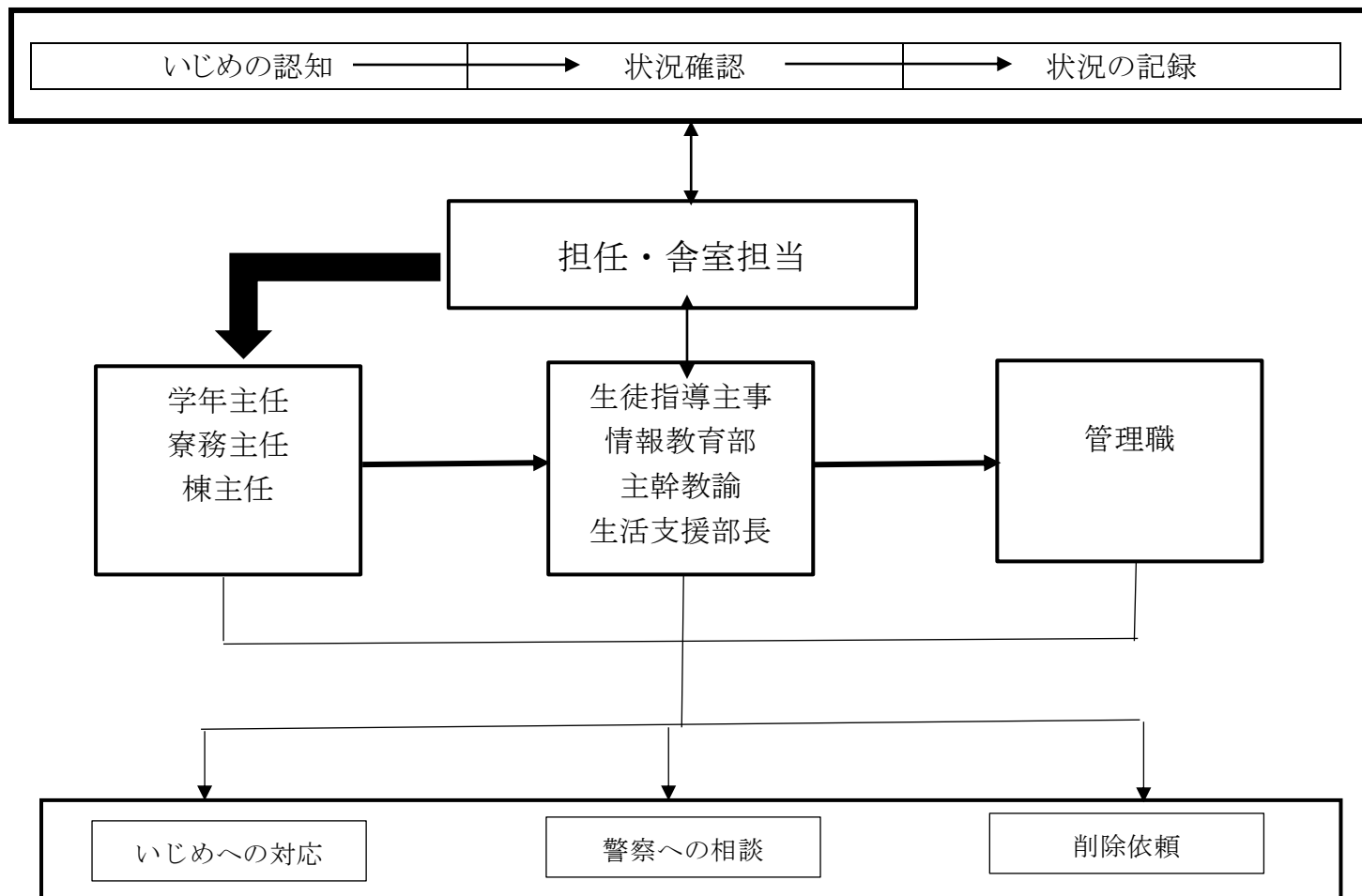
○ ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 本人からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、石狩教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。また、内容によっては所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるなど連携して対処することとする。

VII 学校の取組

令和 7 年度 いじめ防止標語（生徒会）

「いじめ」はどのような理由があったとしても絶対に許されないものです。

各学級には、「いじめ」について考え、「いじめ」は絶対にしない！ゆるさない！という話し合いを深めるため、執行委員会が中心となって「いじめ防止標語」を募集しました。

標語は各学級 1 点ずつ考え、その中から校長先生と副校長先生、教頭先生にそれぞれ選んでいただき、生徒会四役と執行委員会も審査に加わり、5 つを表彰しました。

校長賞

「安心のスタートは、個性や違いの認め合いから」（家庭総合科 1 年）

副校長賞

「「お前」はやめて、傷つくよ」（クリーニング科 1 年）

教頭賞

「君の一言で、人を助けることもできるし、傷つけることもできる」
（クリーニング科 3 年）

生徒会賞

「自分の辛さを相談すれば道はひらける」（家庭総合科 3 年）

執行委員会賞

「言ってみよう 誰かに相談 第一歩」（園芸科 2 年）